

令和5年度盛岡広域エリア等酒蔵めぐりツアー商品造成・販売業務 企画コンペ実施要領

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」とする。）は、岩手県が実施する「令和5年度盛岡広域エリア等酒蔵めぐりツアー」商品造成・販売業務（以下「本業務」とする。）に係る受託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」とする。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 業務内容

- (1) 業務件名及び数量 「令和5年度盛岡広域エリア等酒蔵めぐりツアー」商品造成・販売業務一式
- (2) 業務の仕様等 「業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 委託契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで
- (4) 委託予定額 420千円以内（税込）（広告料相当額）

2 コンペ参加者の資格に関する事項

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者とする。

なお、複数以上の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定めたとうえで企画コンペに参加するものとし、岩手県との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 首都圏、中京圏、関西圏又は福岡県に本社、支社、営業所又はこれらに類する拠点を有するもので、本業務の実施について、岩手県の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）及び同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定に基づく登録を受けた者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 参加届出書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの間に、岩手県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

- (1) 担当
〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号
盛岡広域振興局経営企画部産業振興室
電話 019-629-6512 FAX 019-629-6529
担当者 泉山

電子メールアドレス BA0001@pref.iwate.jp

(2) 関係書類の交付

企画コンペ手続き等に関する下記の要領等について、岩手県ホームページ（岩手県公式ホームページ「トップページ」⇒「入札・コンペ・公募情報」⇒「コンペ」⇒「コンペ参加者募集情報」）に掲載する。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式 1-1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期間 令和5年5月15日(月)午後5時まで

イ 受付場所 3 (1)に同じ

ウ 提出方法 原則として、電子メール又はFAXによる。

エ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県ホームページ上に掲載する。

オ 回答期日 随時、回答する。

なお、最終回答の期日は令和5年5月17日(水)とする。

(4) 参加届出書類の提出

参加者は、下記提出期限までに参加届出書類を3 (1)まで持参又は郵送により提出しなければならない。

ア 届出書類

- ・【様式 1-2】 企画コンペ参加届出書
- ・【様式 1-3】 会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注実績

イ 提出期限 令和5年5月19日(金)午後5時まで

・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に3 (1)に直接提出のこと。

・ 郵送の場合は、期日までに3 (1)に必着のこと。

ウ 提出期限までに提出しない者又は企画コンペ参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができないものとする。

エ 参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペ参加資格を取り消すとともに、当該コンペ参加者が行った企画コンペ提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

コンペ参加者は、下記6に定める審査委員会の開催日までに参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

4 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

コンペ参加者は、「業務仕様書」に掲げる業務内容に関して、次の事項を明確にした企画提案書等を作成すること。

- ・【様式 2】 令和5年度盛岡広域エリア等酒蔵めぐりツアー商品造成・販売業務企画提案書（任意様式も可）
- ・【様式 3】 見積書（任意様式も可）
※ 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出部数 各4部

イ 提出期限 令和5年5月24日(水)午後5時[必着]

ウ 提出先 3(1)に同じ

エ 提出方法

① 持参または郵送により提出すること。

② 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。

③ 郵送の場合は、封筒の表に企画提案書在中の旨を朱書きで記載し、配達証明付書留郵便にて、期日までに提出すること。

オ その他

① 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

② 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、差換え、撤回することができないものとする。

(3) 企画提案の無効

上記3(4)ウ及びエにより参加することができない者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 民法(明治30年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ 上記1(4)の予算額を超えた提案

エ その他、本企画コンペに関する条件に違反した提案

5 企画提案に関するその他事項

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が岩手県に提出した書類(以下「提出書類」という。)に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペの参加に要する経費について

すべて参加者が負担するものとする。

6 受託候補者の選定等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、審査委員による書面審査により行う。なお、企画コンペの提案書等の内容が、1(4)の委託予定額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 審査委員による審査(予定)

ア 審査日

令和5年5月25日(木)から6月7日(水)まで書面による審査

イ 開催方法等

- ① 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。
- ② 審査委員より企画提案内容について質問があった場合には、令和5年5月30日（火）午前12時までに参加者に連絡するものとし、令和5年6月2日（金）午後5時までに回答を求めるものとする。

(3) 受託候補者の決定

ア 岩手県は、審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。

受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案内容をただちに契約内容とするものではなく、企画提案内容に沿って受託候補者と契約内容に関する協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

イ 審査結果は、受託候補者決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ アの契約内容についての協議・調整の結果、双方が合意に至らないものと岩手県が認めた場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

(4) 企画コンペ参加の辞退

ア 参加予定者が企画提案書を提出しない場合は、**令和5年5月24日(水)午後5時**までに【様式1-4】「企画コンペ参加辞退届」を3(1)に持参または郵送により提出すること。（必着）

イ アにより企画コンペの参加を辞退した者は、これを理由として、以降岩手県が実施する他の企画提案募集等について、不利益な扱いを受けることはない。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書の位置付け

受託候補者との委託契約締結にあたっては、企画提案内容をただちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

したがって、当初提出していただいた見積額が契約額とならない場合があること、第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う場合があること。

(4) 県の契約に係る委託料の支払方法

原則精算払いとする。ただし、事業の執行計画等に応じて、部分払、前金払が可能となる場合があること。

8 公正な企画コンペ実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、企画コンペを公正に執行することができないと判断されるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、または企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

[参考]

| | | |
|--------------------|--------------|------|
| ① 実施要領のホームページ掲載 | | |
| ② 「質問票」提出期限 | 令和5年5月15日(月) | 午後5時 |
| ③ 質問事項に対する最終回答 | 令和5年5月17日(水) | |
| ④ 「企画コンペ参加届出書」提出期限 | 令和5年5月19日(金) | 午後5時 |
| ⑤ 「企画提案書」等提出期限 | 令和5年5月24日(水) | 午後5時 |
| ⑥ 「企画コンペ参加辞退届」提出期限 | 令和5年5月24日(水) | 午後5時 |
| ⑦ 企画提案の審査(質問提出期限) | 令和5年5月29日(月) | 書面審査 |
| ⑧ 同上(質問回答期限) | 令和5年6月2日(金) | 書面審査 |
| ⑨ 同上(審査結果提出) | 令和5年6月7日(水) | 書面審査 |
| ⑩ 受託候補者決定 | 令和5年6月上旬 | |
| ⑪ 受託候補者との契約 | 同上 | |